

# 部活動の基本方針

原村立原中学校

## 1 部活動の目的

スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合  
って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

運動部：バスケットボール部 男子バレーボール部 女子バレーボール部  
陸上競技部 サッカー部 野球部 スケート部

文化部：吹奏楽部 美術部 科学部

※日本中学校体育連盟加盟競技種目（剣道、水泳、新体操、スキーなど）は、生徒の希望があれば、学校職員が引率し大会に参加できる。

### (2) 活動時間および日数について

- ・部活動の活動時間および日数については、平成26年2月に示された「長野県中学生期のスポーツ活動指針」及び毎年4月に出される「諏訪地区中学校体育連盟 部活動についての申し合わせ事項」に沿って検討し、決定する。

#### ①朝の部活動 7：25～7：55

(注意事項)

- ・開始の時間は7：25からであり、それよりも早く始めないこと。
  - ・7：55には活動を終了し、片付けを行うこと。8：00には必ず教室に向かっていること。
- なお、8：15の朝読書までには、提出物を出し、かばんをロッカーしまい、朝読書を開始していること。

#### ②放課後の活動

期間	下校時間	延長部活最終下校時間
4月	18：00	18：30 (延長部活最終)
5月～7月末	18：30	
8月～もみの木祭まで	18：00	
もみの木祭終了後～9月末	17：30	
9月末～10月第3週	17：00	
10月第4週～1月第3週	16：30	
1月第4週～3学期期末テスト	17：00	
3学期期末テスト～3月	17：30	

- ・完全下校時間の15分前には活動を終了し、清掃・戸締まりをしっかりとしてから制服に着替えて完全下校時間には校地外に出ているようにする。
- ・部長週番について 活動の終了をした後、いち早く生徒玄関に集合し、部長会長の下、あいさつをしながら下校を促す。全員下校したところで、あいさつ、解散する。  
部長が欠席等のときは、副部長およびそれに代わる生徒が代行する。  
延長部活のときであっても、部長は集合し任務に当たる。  
指導は、部活動係があたる。

(注意事項)

- ・延長部活は、部活動と「部活動の延長として行われている社会体育」の一本化にむけての取り組みである。部活動の延長として行われている社会体育と併用しては行わないこと。
- ・放課後の活動を延長する場合には以下の条件を遵守すること。

- a. 学校長の許可を得た上で、保護者通知（学校長と顧問の連名）を作成し配布すること。
- b. 下校方法においては、必ず保護者と一緒に下校をすること。

※「部活動の延長として行われている社会体育」とは、部活動が母体となった保護者や地域の指導者が立ち上げた社会体育や文化活動を指す。

（総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、市町村教育委員会や郡市体育協会、各競技団体が募集して行う活動やスイミングクラブ、テニススクール、サッカークラブチーム等の各種スポーツクラブとは異なる。）

### ③土日の部活動について

- ・土日の活動は、どちらか1日の活動とする。
- ・休日の部活動は3時間以内の活動とし、午前午後にわたらないようにする。

### ④長期休業中の部活動について

- ・長期休業中の活動日数は、期間の3分の1を目安に、係によって長期休業前に決定される。
- ・長期休業中の活動は、1日3時間以内の活動とし、午前午後にわたらないようにする。

### ⑤その他

- ・テスト3日前（土日を含む）は部活動は行わない。試合等がある場合は相談する。
- ・水曜日は休養日とし、朝の部活動及び放課後の部活動は行わない。
- ・練習試合や大会で、土日両日活動した場合には、休み明けの月曜日を休養日とし、該当の部は朝の部活動及び放課後の部活動を行わない。
- ・保護者が立ち上げた部活動を母体とする社会体育「部活動の延長として行われている社会体育」は、上記と同様に活動していくこととし、一本化への方策を模索・研究する。
- ・社会体育館の利用については、教頭と部活動係に連絡の上、申込を行う。使用する際には、必ず顧問が引率をすること。

### (3) 大会参加について

- ・部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものであること。
  - ①県中体連からの「学校教育活動として認める大会・練習会等」の通知に記載されている。
  - ②顧問が引率して参加すること。
  - ③その他の大会は、学校長が許可した場合にのみ、部活動としての参加が認められる。
  - ④部活動として、大会に参加する場合には、引率計画を作成し、保護者に配布をする。

## 3 部活動への入部・退部について

### (1) 入部について

- ・2～3年生の部活動加入希望生徒は、部活動仮発足会から、入部届を担任→部活動顧問の順に提出し、認められれば入部することができる。
- ・1年生の部活動加入希望生徒は、部活動説明会後4月を体験入部期間とし、顧問に許可を得た上で、部活動に参加できる。その後、部活動発足会から、入部届を担任→部活動顧問の順に提出をし、認められれば入部することができる。

### (2) 退部について

- ・退部を希望する生徒は、担任→部活動顧問に退部届を提出し、認印をもらったあとに、退部届を部活動係に提出をする。

### (3) その他

- ・長野県中学校体育連盟、長野県中学校総合体育大会開催基準要項の9項、大会参加制限より……なるべく多くの生徒が参加する機会に恵まれるよう一人一競技の参加を原則する。た

だし、夏季大会と陸上競技（駅伝を含む）相撲、冬季大会（スケート、スキーなど）との関係については適応しない。>この規則をもとに、希望する生徒には入部や大会参加を認める。

## 4 部活動運営について

### (1) 各部基本運営計画について

- ・各部活動顧問は部活動懇談会で、部活動の基本運営計画を保護者に配布し、説明すること。その際、以下の点を留意すること。
  - ①部活動の基本方針に沿った計画であること。
  - ②平成26年2月に示された「長野県中学生期のスポーツ活動指針」及び毎年4月に出される「諏訪地区中学校体育連盟 部活動についての申し合わせ事項」に沿った計画であること。
  - ③部活動費を集める場合には、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定をすること。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭および保護者代表が行う。

### (2) 外部指導者について

- ・外部指導者については、成人であり
  - ①学校長が認めた者で、学校長の指導下におく。（学校長と外部指導者契約を結んでいること）
  - ②監督は学校職員とし、外部指導者は監督の指示に従い補佐する立場を堅持できる人。
  - ③技術指導に偏らず、全人的な指導ができる人。
  - ④部活動に日常的に参加し指導に当たっている指導者は引率者として認められる。

### (3) 活動について

- ・各部活動場所には顧問がつき、指導及び安全管理を行うこと。会合等で顧問が活動場所に行けない場合には、他の教員が管理を行うこと。
- ・部員の服装は学校の決まりに沿ったものであること。
- ・大会や練習試合に参加する場合にも、学校生活と同様の服装もしくは、チームで統一された服装であること。
- ・時間を厳守すること。守られない場合には、該当部活に対して、部活動係は部活動停止などの措置を行う。

## 5 原村スポーツ・文化活動運営委員会について

### (1) 参加者

本年度の本校からの参加者 部活動係 教頭 教務主任 校長  
昨年度の構成：原村教育委員会学校教育課 課長 折井為雄 係長 松澤文樹  
原村教育委員会生涯学習課 百瀬善康 原村教育委員会社会体育係 行田淳一  
原小学校教頭 小林高志 原中学校（校長, 教頭, 教務主任, 部活動主任）  
中学校部活動各部保護者代表, 外部指導者代表（1名）

### (2) 内容

- ・平成26年2月に示された「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を受けて、実際の運用について検討した。

### (3) 経過

- ・昨年度は、3回の委員会がもたれた。
- ・会議の結果として次の通知が家庭に配布されている。

平成 26 年 7 月 28 日

原中学校 保護者 様

原村教育委員会学校教育課長 折井 為彦  
原村立原中学校長 小林 俊一

平成 26 年度 原中学校部活動のあり方について（お知らせ）

盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のことと拝察申し上げます。

日頃より、本校教育に関してご指導、ご鞭撻ありがとうございます。

さて、部活動のあり方について、3 月末の家庭通知にてお知らせ致しましたように、原村スポーツ・文化運営委員会において、原村における部活動のあり方、社会体育のあり方を検討してまいりました。その会議で当面の方向がでましたのでお知らせいたします。

記

**\* 朝部活動について**

朝部活動は、保護者や生徒の希望が多かったことや、「生活リズムを整えることにも役立つ」「工夫次第で有効な練習を行うことができる」という意見がでたため、今後も朝部活動を実施する。

**\* 運動部活動の延長として行われる社会体育活動の部活動への一本化について**

県の指針を尊重し、一本化を進めていくが、部活動により様々な事情があるため、時期などは決めず、段階的に進める。

○活動時間

- ・平日の総活動時間は、指針を踏まえて、部活動も社会体育も 2 時間程度、多くて 3 時間以内とする。
- ・休日は、土日どちらから 1 日、3 時間以内の活動とする。
- ・例えば 1 週間の活動時間が、トータルで大幅に増えることがないように十分に配慮する。

**\* 今後の動き**

- ・本年度は、上記の内容に近付けるよう運動部活動の延長として行われる社会体育活動団体も努力・実践しつつ、検討していく方向としたい。
- ・今後も必要に応じ、原村スポーツ・文化活動運営委員会にて検討をしながら推進し、生徒や保護者から、より専門的な指導への要望が出た場合に対応できるよう新しい社会体育活動のあり方を検討、模索していく。

原村スポーツ・文化活動運営委員会

事務局 原村立原中学校

電話：79-2455

委員長 折井為彦（原村学校教育課長）

担当 河口 孝（原中学校教頭）